

目 次

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例	1
島根県妊婦健康診査支援基金条例	1
島根県安心こども基金条例	2
島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条 例	3
島根県ふるさと雇用再生特別基金条例	3
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例	4
島根県消費者行政活性化基金条例	5
島根県統計調査条例	6
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	8
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	10
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条 例	11
職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例	12
島根県手数料条例の一部を改正する条例	13
島根県県税条例の一部を改正する条例	19

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	20
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	20
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	21
島根県立保健環境科学研究所条例を廃止する条例	22
島根県立高等看護学院条例の一部を改正する条例	23
島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	23
旅館業法施行条例等の一部を改正する条例	24
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	25
島根県立教育センター条例の一部を改正する条例	25
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	26
市町村立学校職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	26
島根県社会貢献活動促進基金条例	27
島根県空港条例の一部を改正する条例	28
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	28
島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	29

平成21年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第21号議案

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例

1 提案理由

地域の活性化に資する施策又は政府が発表した経済対策に対応した施策を行うために必要な事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

地域の活性化に資する施策又は生活対策（平成20年10月30日に政府により発表された経済対策をいう。）に対応した施策を行うために必要な事業に要する経費に充てるため、島根県地域活性化・生活対策臨時基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第22号議案

島根県妊婦健康診査支援基金条例

1 提案理由

市町村が実施する妊婦健康診査事業及び県が当該事業の円滑な推進を図るために行う事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

市町村が実施する妊婦健康診査事業及び県が当該事業の円滑な推進を図るために行う事業に要する経費に充てるため、島根県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第23号議案

島根県安心こども基金条例

1 提案理由

子どもを安心して育てることができるような体制の整備に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

保育所又は認定こども園の整備、保育の質の向上のための研修その他子どもを安心して育てることができるような体制の整備に要する経費に充てるため、島根県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第24号議案

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者自立支援法に基づく制度への円滑な移行を更に促進するため、島根県障害者自立支援対策臨時特例基金を継続するとともに当該基金を活用した施策を拡充することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を財源とする事業に、福祉又は介護に関する業務に従事する人材の確保を図るために実施する事業を追加すること。

(2) 基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 条例の有効期限に係る規定を削除すること。

(4) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第25号議案

島根県ふるさと雇用再生特別基金条例

1 提案理由

県又は市町村が地域の実情に応じて実施する地域における求職者の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要

がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

県又は市町村が地域の実情に応じて実施する地域における求職者の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、島根県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第26号議案

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

1 提案理由

県又は市町村が実施する離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の短期の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

県又は市町村が実施する離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の短期の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第27号議案

島根県消費者行政活性化基金条例

1 提案理由

県又は市町村が消費生活に関する相談窓口の機能の強化その他消費者の利益の擁護又は増進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

県又は市町村が消費生活に関する相談窓口の機能の強化その他消費者の利益の擁護又は増進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計

現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第28号議案

島根県統計調査条例

1 提案理由

統計法の全部改正に伴い、同法との整合を図るため規定を整備するとともに、統計調査に係る調査票情報の2次利用等及びその適正な管理に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県統計調査条例の全部改正

ア この条例は、県統計調査の実施及び結果の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

イ 次のとおり定義規定を設けること。

(ア) 県統計調査とは、知事その他の執行機関（以下「執行機関」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいうこと。

(イ) 県指定統計調査とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、執行機関が指定したものをいうこと。

ウ 執行機関は、県指定統計調査を行おうとするときは、調査の名称及び目的、調査対象の範囲、報告を求める事項等を告示すること。

エ 個人又は法人その他の団体は、県指定統計調査のために必要な事項の報告を求められたときは、報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならないこと。

オ 執行機関は、調査区を設定し、統計調査員を置くことができること。

カ 執行機関は、県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に關係者に対して質問させることができること。

キ 執行機関は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこと。ただし、

特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができること。

ク 執行機関は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報を利用することができること。

(ア) 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合

(イ) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

ケ 執行機関は、次に掲げる者がそれぞれ該当する行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができること。

(ア) 国の行政機関及び他の地方公共団体 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

(イ) 執行機関と共同で調査研究を行う者又は執行機関から委託を受けて調査研究を行う者 当該調査研究に係る統計の作成等

コ 調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこと。また、調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者についても同様とすること。

サ 次に掲げる者は、それぞれ該当する業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないこと。

(ア) 調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの 当該調査票情報を取り扱う業務

(イ) 調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

シ 調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないこと。

ス 県統計調査の実施について必要な事項は、執行機関が定めること。

セ 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処すること。

- (ア) 県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
 - (イ) 県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
 - (ウ) 県指定統計調査において求められた資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - (エ) サに違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
 - (オ) シに違反して、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者
 - (カ) 県統計調査の事務に従事する者で県統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの
- (2) 次に掲げる条例の規定の整理
- ア 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
 - イ 島根県個人情報保護条例
- 3 施行期日
- 平成21年4月1日から施行する。

第29号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

青年農業者等早期経営安定資金の見直し及び緊急医師確保対策枠奨学金の創設に伴い、これらの返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 青年農業者等早期経営安定資金関係

県が市町村に貸し付けた青年農業者等早期経営安定資金の返還の免除に係る当該市町村が貸し付けた資金を受けた青年農業者に、認定就農計画（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に定める認定を受けた就農計画をいう。）において研修を免除された者を含めること。

(2) 緊急医師確保対策枠奨学金関係

ア 貸付金の種類

島根大学医学部に在学する者のうち緊急医師確保対策枠推薦入学の

制度により入学した者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。

債務の全部

(イ) 医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

(ウ) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返納することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第30号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、医師の人材確保を図るため、初任給調整手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に係る初任給調整手当の支給月額
の限度額の改正

改正前	改正後
306,900円	410,900円

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第31号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、及び国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ、県立学校の教育職員の手当を改定することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 手当の支給対象の改正

手 当 名	支給対象の改正内容
産業教育手当	支給要件を実習を伴う農業、水産若しくは工業に関する科目の授業に従事した場合又は週休日等若しくは正規の勤務時間以外の時間に当該時間に行う必要がある業務に従事した場合に限定すること。
定時制通信教育手当	支給要件を夜間の定時制の課程において業務に従事した場合又は通信制の課程において日曜日に業務に従事した場合に限定すること。

(2) 手当額の改正

ア 義務教育等教員特別手当

改 正 前	改 正 後
支給月額の限度額 20,200円	支給月額の限度額 15,900円

イ 産業教育手当及び定時制通信教育手当

手当名	改 正 前	改 正 後	
産業教育手当	支給月額の限度額 給料月額 ^の 100分の10	実習を伴う 授業	授業 1 時間 300円
		週休日等の 業務	1 日 1,200円
		正規の勤務 時間以外	1 日 600円

		(週休日等を除く。)の業務	
定時制通信教育手当	支給月額の限度額 給料月額100分の10	定時制(夜間)の業務	1日 900円
		通信制(日曜日)の業務	1日 2,400円

(3) (1)及び(2)のイに伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

イ 職員の修学部分休業に関する条例

(4) その他規定の整理

3 施行期日

2の(2)のア及び(4)については平成21年4月1日から、2の(1)、(2)のイ及び(3)については平成21年6月1日から施行する。

第32号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、主幹教諭の給料表等を定めること、及び国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ、小中学校の教育職員の手当を改定することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表に特2級として主幹教諭の職務の級を設置すること。

(2) 手当額の改正

手当名	改正前	改正後
義務教育等教員特別手当	支給月額限度額 20,200円	支給月額限度額 15,900円

(3) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

(4) 引用する条項の整理

(5) その他規定の整理

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第33号議案

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、国及び県内の民間企業等の勤務時間の状況を勘案し、職員の勤務時間の短縮について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

ア 4週間を超えない期間につき1週間当たりの職員の勤務時間を次のとおり改正すること。

	改正前	改正後
職員（短時間勤務職員を除く。）	40時間	38時間45分
再任用短時間勤務職員	16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定める時間	15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める時間
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	32時間までの範囲内で任命権者が定める時間	31時間までの範囲内で任命権者が定める時間

イ 職員の勤務時間の割振りについて次のとおり改正すること。

	改正前	改正後
(ア) 職員（イを除く。）	月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間	月曜日から金曜日までの5日間において1日につき7時間45分
(イ) 育児短時間勤務職員、再	1週間ごとの期間において1日につき8時間	1週間ごとの期間において1日につき7時間

任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等	を超えない時間	45分を超えない時間
-------------------------------	---------	------------

(2) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 教職員について(1)に同じ。

イ その他規定の整備

(3) (1)又は(2)に伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 職員の給与に関する条例

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

ウ 職員の育児休業等に関する条例

エ 職員の修学部分休業に関する条例

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第34号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

経済情勢の変動及び関係法令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 火薬類取締法関係手数料

丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の試験に係る手数料の改正

改正前	改正後
12,000円	17,000円

(2) 高圧ガス保安法関係手数料

ア 製造保安責任者試験に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	10,000円 (9,500円)	9,000円 (8,500円)
丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,400円 (8,900円)	8,400円 (7,900円)
乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	10,000円 (9,500円)	9,000円 (8,500円)
第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	10,000円 (9,500円)	9,000円 (8,500円)
第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,400円 (8,900円)	8,400円 (7,900円)

()内はオンラインによる方法により出願する場合の手数料
イ 販売主任者試験に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験	8,500円 (8,000円)	7,600円 (7,100円)
第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験	6,700円 (6,200円)	6,000円 (5,500円)

()内はオンラインによる方法により出願する場合の手数料
(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料
液化石油ガス設備士試験に係る手数料の改正

改正前	改正後
23,000円 (22,500円)	20,700円 (20,200円)

()内はオンラインによる方法により出願する場合の手数料
(4) 保健師助産師看護師法関係手数料
行政処分を受けた准看護師の再教育研修の受講等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
准看護師再教育研修を受けようとする者 ア 戒告処分を受けた者	48,000円

イ 業務停止処分を受けた者又は取消処分後に手続を経て准看護師の再免許を受けようとする者	86,000円
准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けようとする者	5,600円
准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付を受けようとする者	3,400円
准看護師再教育研修修了登録証の再交付を受けようとする者	4,100円

(5) 介護保険法関係手数料

ア 介護サービス情報の公表のための報告に係る手数料の改正

改正前	改正後
15,000円	9,000円

イ 介護サービス情報の調査に係る手数料の改正

改正前		改正後	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
介護サービス情報の調査を受けようとする者	45,000円	介護サービス情報の調査を受けようとする者 (ア) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護予防	29,000円

		短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護に係る調査 (イ) (ア)以外の介護サービスに係る調査	27,000円
--	--	--	---------

(6) 薬事法関係手数料

卸売一般販売業者の販売先変更許可に係る手数料の廃止

(7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料

ア 狩猟免許に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
(ア) 法第49条各号に掲げる者の網猟免許又はわな猟免許	3,000円	2,900円
(イ) (ア)以外の網猟免許又はわな猟免許	4,000円	3,900円
(ウ) 法第49条各号に掲げる者の第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	4,000円	3,900円
(エ) (ウ)以外の第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,300円	5,200円

イ 狩猟免状の再交付に係る手数料の改正

改正前	改正後
1,100円	1,000円

ウ 狩猟免許の更新に係る手数料の改正

改正前	改正後
2,900円	2,800円

エ 狩猟者の登録に係る手数料の改正

改正前	改正後
1,900円	1,800円

オ 狩猟者登録の変更登録に係る手数料の改正

改正前	改正後
1,900円	1,800円

- (8) 職業能力開発促進法関係手数料
技能検定試験（実技試験）に係る手数料の改正

改正前	改正後
15,700円以内において知事が別に定める額	16,500円以内において知事が別に定める額

- (9) 建築士法関係手数料
2級建築士試験及び木造建築士試験に係る手数料の改正

改正前	改正後
15,100円	16,900円

- (10) 教育職員免許法関係手数料
ア 教員免許更新制導入に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
有効期間経過後に普通免許状の授与を受けようとする者	3,300円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者	3,300円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者	3,000円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けた者であって、同じ事由により有効期間の再延長を受けようとするもの	1,100円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けた者であって、異なる事由により有効期間の再延長を受けようとするもの	3,000円

普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
更新講習修了確認を受けようとする者	3,300円
更新講習修了確認に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
更新講習修了確認に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
修了確認期限経過後に更新講習を修了したことについての確認を受けようとする者	3,300円
修了確認期限経過後に更新講習を修了したことについての確認に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
修了確認期限経過後に更新講習を修了したことについての確認に係る証明書の書換えを受けようとする者	870円
修了確認期限の延期を受けようとする者	3,000円
修了確認期限の延期を受けた者であって、同じ事由により修了確認期限の再延期を受けようとするもの	1,100円
修了確認期限の延期を受けた者であって、異なる事由により修了確認期限の再延期を受けようとするもの	3,000円
修了確認期限の延期に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
修了確認期限の延期に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
更新講習の免除の認定を受けようとする者	3,300円
更新講習の免除の認定に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
更新講習の免除の認定に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円

イ 免許状の授与に関する証明に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の授与に関する証明を受けようとする者	1 免許につき 750円

(1) 引用する条項の整理

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。ただし、2の(4)及び(11)については公布の日から、2の(6)については平成21年6月1日から、2の(7)については平成21年4月16日から施行する。

第35号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

自動車税、個人事業税等の納税の円滑化を図るため、これらの税の納期を拡大することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 自動車税の納期の始期の変更

改正前	改正後
5月20日から	5月1日から

(2) 個人事業税の納期の始期の変更

	改正前	改正後
第1期	8月20日から	8月15日から
第2期	11月20日から	11月15日から

(3) 鉦区税の納期の始期の変更

改正前	改正後
5月20日から	5月15日から

(4) 固定資産税の納期の始期の変更

	改正前	改正後
第1期	4月20日から	4月15日から
第2期	7月20日から	7月15日から
第3期	12月20日から	12月15日から
第4期	2月20日から	2月15日から

(5) 引用する条項の整理

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政需要の変動に伴い、地方警察職員の定員を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警察官の定員の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	71人	71人	-
警部	145人	146人	1人
警部補及び巡査部長	816人	822人	6人
巡査	428人	431人	3人
計	1,460人	1,470人	10人

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第37号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,673人	1,641人	32人
	事務職員、技術職員その他の職員	209人	203人	6人
特別支援学校	教育職員	907人	919人	12人
	事務職員、技術職員その他の職員	83人	82人	1人
小学校及び中学校	教育職員	5,277人	5,301人	24人
	事務職員及び技術職員	389人	375人	14人

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第38号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路交通法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 運転免許の講習等に係る手数料の改正

ア 認知機能検査に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
認知機能検査	1件につき 650円

イ 高齢者に対する講習に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
小型特殊自動車免許以外の第	講習1時間につき	1講習につき

1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習	き 2,050円	5,800円 (認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円)
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	講習1時間につき 1,500円	1講習につき 2,350円

ウ 認知機能検査に従事しようとする者に対する講習に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
講習項目のすべてを受ける場合	1講習につき 3,850円
講習項目のうち高齢者と認知症の実態及び基礎理論並びに高齢運転者対策の概要について免除する場合	1講習につき 2,100円

エ 特定任意高齢者講習(通常講習)の廃止による手数料の規定の削除

(2) 自動車運転代行業の認定に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
自動車運転代行業の認定	1件につき 16,000円	1件につき 13,000円

3 施行期日

平成21年6月1日から施行する。ただし、2の(1)のウ及び(2)については、平成21年4月1日から施行する。

第39号議案

島根県立保健環境科学研究所条例を廃止する条例

1 提案理由

保健及び環境に関する試験及び検査のため県民の利用に供していた島根県立保健環境科学研究所について、民間の検査機関の充実等により公の施設としての意義がなくなったことから、島根県立保健環境科学研究所条例

を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第40号議案

島根県立高等看護学院条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立高等学校専攻科との均衡を図るため、県立高等看護学院の授業料の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 授業料の額の改定

区 分	改 定 前	改 定 後
石見高等看護学院	84,000円	118,800円
松江高等看護学院	42,000円	59,400円

(2) 所要の経過措置

ア 平成21年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、なお従前の例によることとすること。

イ 平成21年度に入学した者の授業料の額は、石見高等看護学院については100,800円、松江高等看護学院については50,400円とすること。

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第41号議案

島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

介護保険財政安定化基金の拠出金の率を変更するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

市町村の拠出金の率の改定

改正前	改正後
1万分の1	零

- 3 施行期日
平成21年4月1日から施行する。

第42号議案

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

旅館、公衆浴場及び興行場の利用者の重大な健康被害の防止等を図るため、営業者の措置基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 旅館業法施行条例の一部改正

ア 営業者は、宿泊者に健康を害する物質等により生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるとき（以下「健康被害が生じているとき等」という。）においては、その被害の防止等のために必要な措置（以下「被害防止等の措置」という。）をとらなければならないこととすること。

イ その他規定の整理

(2) 公衆浴場法施行条例の一部改正

営業者は、入浴者に健康被害が生じているとき等においては、被害防止等の措置をとらなければならないこととすること。

(3) 興行場法施行条例の一部改正

ア 営業者は、入場者に健康被害が生じているとき等においては、被害防止等の措置をとらなければならないこととすること。

イ 興行場内の見やすい場所に喫煙を禁止する旨を表示する場合には、喫煙室又は喫煙所を設けることを要しないこととすること。

- 3 施行期日
平成21年6月1日から施行する。

第43号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立中央病院における施設の配置の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県立中央病院の一般病床を635床から633床とすること。

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県立教育センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立教育センターの機能の強化を図るため、組織を見直すことについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県立松江教育センター及び島根県立浜田教育センターを改組し、島根県教育センターを設置すること。
- (2) 島根県教育センターを松江市に設置し、支所を浜田市に設置すること。
- (3) 条例の題名を島根県教育センター条例に改めること。
- (4) 島根県教育センターの設置の目的から情報処理教育に係る生徒の実習を行うことを削ること。

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第45号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ、教員特殊業務手当の額を改定することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

教員特殊業務手当の額の改定

区 分	改正前	改正後
(1) 非常災害時等の緊急業務		
ア 非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧業務	3,200円	6,400円
イ 児童・生徒の救急業務	3,000円	6,000円
ウ 児童・生徒の緊急の補導業務	3,000円	6,000円
(2) 修学旅行等引率指導業務	1,700円	3,400円
(3) 対外運動競技等引率指導業務	1,700円	3,400円
(4) 部活動指導業務		
ア 4時間以上	1,200円	2,400円
イ 2時間以上4時間未満	600円	1,200円

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第46号議案

市町村立学校職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

学校における組織運営体制及び指導体制の確立を図る目的から、主幹教諭を小学校及び中学校に配置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる条例について、その適用の対象となる職員に主幹教諭を加

えること。

ア 市町村立学校職員の旅費に関する条例

イ 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

ウ 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

エ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

オ 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第47号議案

島根県社会貢献活動促進基金条例

1 提案理由

特定非営利活動の促進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の促進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第48号議案

島根県空港条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港における使用料の改正に準じて、県が設置する空港の停留料の費用負担について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

停留料の納付を要しない航空機の停留についての改正

改正前	改正後
6時間未満の停留	3時間未満の停留

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第49号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅の優先的な入居選考を行うこと等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 優先的に入居させることができる者に、犯罪被害者等を追加すること。
- (2) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

名 称	所 在 地
山陵団地	益田市

3 施行期日

公布の日から施行する。

第50号議案

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

1 提案理由

経済情勢の変動に伴い、飯梨川工業用水道の料金の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

飯梨川工業用水道の料金の額の改定

区 分	改正前（1立方メートル 当たり）	改正後（1立方メートル 当たり）
基本料金	16円50銭	17円50銭
特定料金	16円50銭	17円50銭
超過料金	33円	35円

3 施行期日

平成21年10月1日から施行する。